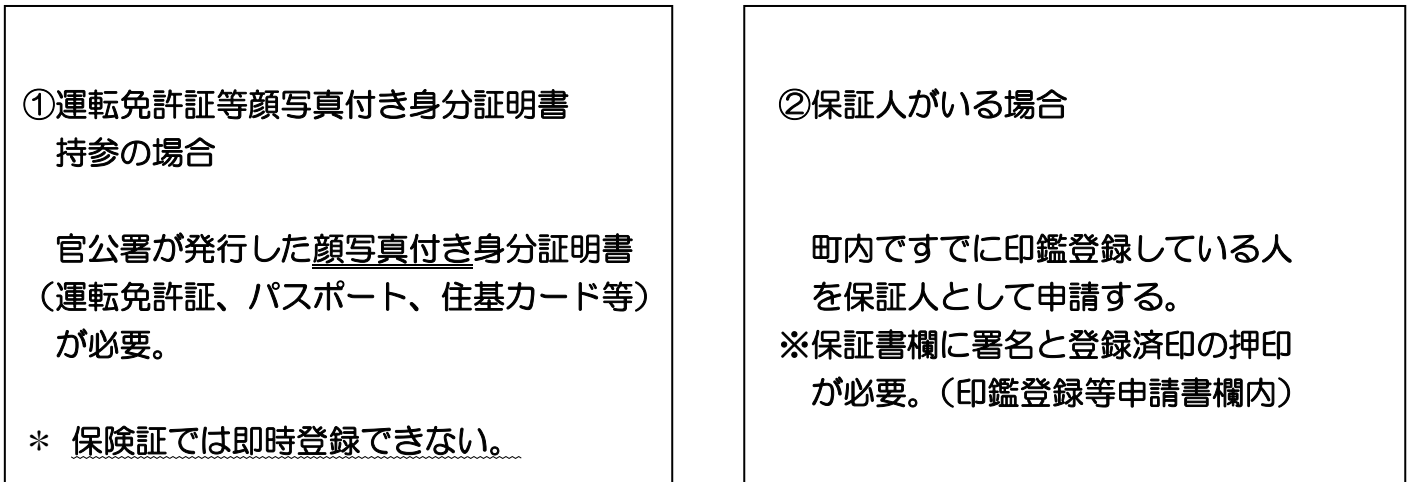


印鑑登録申請

本人による申請



①、②は即日登録可

本人による申請で①、②に該当しない場合

↓
申請日は、仮登録となる。

↓
照会書兼回答書を、本人の住所宛に送付する。

↓
回答書と保険証等本人確認できるものを持参し、本登録となる。

代理人による申請

↓

印鑑登録等申請書欄中の代理人選任届を委任者がすべて記入の上、代理人が申請する。
申請日は、仮登録となる。

↓
照会書兼回答書を、委任者の住所宛に送付する。

↓
回答書と保険証等本人確認できるものを持参すると本登録となる。
(回答書を代理人が持参する場合は、回答書の代理人選任届を委任者がすべて記入する。)